

件 名	墨田区斎場等の設置等に関する条例の制定に関する陳情			
提 出 者 住 所 氏 名	墨田区江東橋●●●●●●●●●● ● ● ● ●			
受理年月日	令和8年1月27日	受理番号	第16号	

## 要 旨

- 1 墨田区において、斎場、遺体保管所及びエンバーミング施設（以下、「斎場等」という。）の設置及び管理運営に関する条例を制定し、事業者に対して事前周知手続や住民協議を義務付けるとともに、適正な設置基準を設けることにより、住民との紛争を未然に防止し、良好な生活環境の形成を図ってください。
- 2 この条例には、世田谷区等の先行事例を参考にしつつ、墨田区の実情に合わせ、「敷地が幅員6メートル以上の道路に接すること」を条件として規定してください。

## （理 由）

近年、斎場等の設置をめぐる事業者と住民とのトラブルが全国的に社会問題となっています。これらの施設は住民への心理的・生活環境的影響が大きく、行政の関与がない状態では深刻な対立は避けられません。現在、墨田区には斎場等の設置を直接規制する独自のルールが存在しません。そのため、事業者が住民への十分な説明を欠いたまま計画を進めるリスクがあり、法的拘束力のない「指導要綱」では、強制力に限界があると考えられます。区民の平穏な生活を守るために、義務と手続を明確に定めた「条例」による規制が必要と考えます。

条例において特に規定すべき事項は以下のとおりです。

### 1 実効性のある設置条件

墨田区は木造住宅密集地域が多く、狭い道路が点在しています。斎場等は車両の出入りが頻繁であり、交通渋滞や事故、災害時の避難への影響が懸念されるため、「幅員6メートル以上の道路に接すること」を設置基準として義務付けるべきです（墨田区とまちのつくりが似ている荒川区では、既に6メートル基準が運用されています。）。あわせて、近隣住民の心理的平穏を保つため、搬入作業が外部から視認できない構造（屋内型車庫や遮蔽板の設置等）の義務付けや、深夜・早朝（午後10時から午前6時まで等）の遺体搬入を原則禁止する運営ルールの確立など、日常生活に最大限配慮した基準を設けるべきです。

### 2 事前周知と住民説明の義務化

計画の初期段階（工事着手の60日前等）からの標識設置及び関係住民（敷地境界から100メートル以内等）への説明会開催を義務化すること。

### 3 紛争の調整（あっせん・調停）

住民と事業者の間で協議が調わない場合、区が専門的な見地から中立的に調整を行う仕組み（あっせん・調停）を構築すること。

### 4 実効性の担保（勧告・公表制度）

条例に違反した事業者に対し、勧告や氏名の公表といった行政処分を行う規定を設け、実効性を確保すること。

荒川区や世田谷区、練馬区など、他区では既に条例や要綱によって適切な環境維持が図られています。墨田区においても、後手に回ることなく、早期に条例を制定することで、区民の生活の質向上と地域の調和を実現することを強く求めます。

条例の制定に当たっては、近隣他区（荒川区等）の既存条例・要綱を参考に、実効性を担保するための勧告及び公表制度を盛り込むことを強く要望します。なお、早期の環境整備のため、まずは同等の基準を盛り込んだ指導要綱等の速やかな策定についても、併せて検討を求める。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以上